

視覚障害者等による著作物の利用機会促進マラケシュ条約

参考資料5

背景

- 2009年:世界知的所有権機関(WIPO)において条約案の交渉開始
- 2013年6月:マラケシュにおいて本条約の採択
- 2016年9月30日:本条約の発効(発効要件20か国)
- 2018年8月8日現在:41か国(豪州、ブラジル、カナダ、インド、韓国、ロシア等)が締結

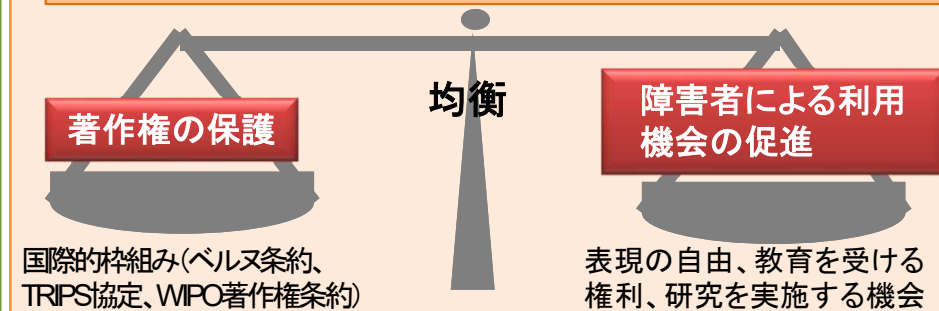
主な内容

- ◆ 視覚障害者等が著作物を利用する機会を促進するため、各国の著作権法において、視覚障害者等のために**利用しやすい様式の複製物**(点字図書、音声読み上げ図書等)に関する**著作権の制限又は例外を規定する**(第4条)
- ◆ 各国の**権限を与えられた機関**(点字図書館等)が作成された**利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換**することを可能とする(第5条)
- ◆ **権限を与えられた機関間の情報交換や支援を通じて作成された利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換を促進するための協力を**行う(第9条)

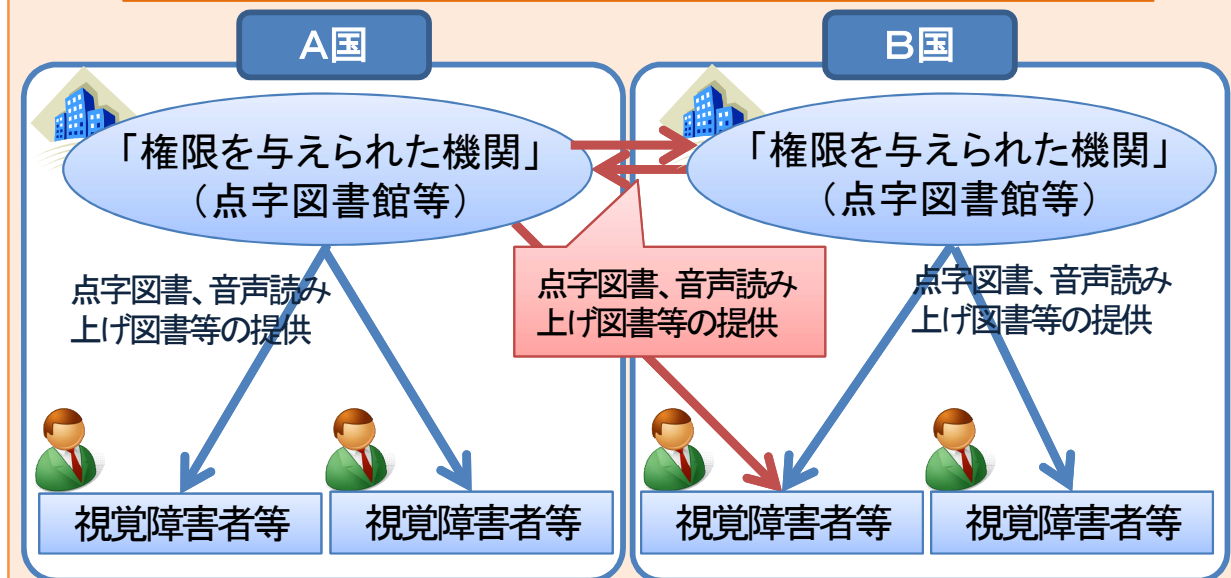
我が国の締結

- 本条約の締結については、第196回通常国会において承認(平成30年4月25日)

著作権の保護と障害者による利用機会の促進



利用しやすい様式の複製物の国境を越える交換(例)



- 一冊の本を点字化するためには多大な時間と労力を要するが、既に他国で作成されている点字書籍を利用できるようになれば、視覚障害者等へのより多くの著作物の提供が可能に。